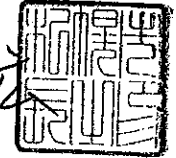


札幌市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月 13 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 10 号

札幌市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

札幌市消防職員委員会に関する規則（平成8年規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(委員会の会議及び議事等) 第9条 委員会の会議は、 <u>毎年度の前半に1回開催することを</u>	(委員会の会議及び議事等) 第9条 委員会の会議は、 <u>毎年度1回以上開催するものとす</u>

改正前	改正後
常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。 2～6 (略)	る。 2～6 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。